

国立大学法人小樽商科大学法人文書ファイル保存要領

平成23年3月17日 事務局長決定

国立大学法人小樽商科大学法人文書管理規則第14条に基づき、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における法人文書ファイル等（法人文書ファイル及び単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の適切な保存に資するため、以下のとおり法人文書ファイル保存要領を定める。

1 紙文書の保存場所・方法

(1) 事務室における保存

- ① 年度ごとにまとめられた法人文書ファイル等（保存期間が1年以上のもの）について、事務室においては、現年度の法人文書ファイル等と前年度の法人文書ファイル等を区分して保存する。この場合、現年度の法人文書ファイル等の保存場所を職員にとってより使いやすい場所とするよう配慮する。
- ② 年度末においては、新年度の法人文書ファイル等の保存スペースを空けるため、法人文書ファイル等の移動を行う。ただし、「継続的に利用する法人文書ファイル等」にあつては、現年度の保存場所で保存することができる。
- ③ 個人的な執務の参考資料の収納場所は、職員各自の机の周辺のみとする。

(2) 書庫における保存

- ① 前々年度以前の法人文書ファイル等については、法人文書を適切に保存できる書庫で保存する。ただし、継続的に利用する法人文書ファイル等にあつては事務室で保存することができる。
- ② 継続的に利用する法人文書ファイル等として継続して事務室で保存されている法人文書ファイル等については、年度末に、文書管理者が利用状況等を勘案し、書庫への移動を再検討する。
- ③ 個人的な執務の参考資料は書庫に置いてはならない。

(3) 機密性の高い法人文書ファイル等

前2号の規定にかかわらず、機密性の高い法人文書ファイル等については、施錠のできる書庫・保管庫に保存し、不正な持ち出しや盗難を防ぐ措置を講ずるものとする。

(4) ファイリング用具及び書棚の表示と所在管理

- ① ファイリング用具の見出しや背表紙の表示については、容易に内容が推測できるよう設定するものとする。
- ② 事務室及び書庫等における書棚は、法人文書ファイル等の管理を容易にするため担当部署別に区分し、法人文書ファイル等の所在管理を行う。

2 電子文書の保存場所・方法

- (1) 電子文書（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作成された法人文書をいう。以下同じ。）の正本・原本は，文書の改ざんや漏えい等の防止等の観点から，適切な方法で保存するものとする。
- (2) 保存期間満了時の措置を移管としたもので，電子文書で移管するものは，適切な方法で保存するものとする。
- (3) 10年以上保存する電子文書については，国際標準化機構（ISO）が制定している長期保存フォーマットの国際標準等で保存するなど，利活用が可能な状態で保存するものとする。
- (4) 電子文書は，必要に応じ，パスワードの設定，暗号化，電子署名の付与を行うとともに，バックアップを保存するものとする。

3 引継手続

- (1) 文書管理者の異動の場合の法人文書ファイル等の引継手続については，法人文書ファイル等の保管場所について後任者に引き継ぐものとする。
- (2) 組織の新設・改正・廃止の場合の法人文書ファイル等の引継手続については，法人文書ファイル等の保管場所について新しい部署を設定または引き継ぐ部署に引き継ぐものとする。

4 集中管理の推進に関する方針

- (1) 集中管理の具体的措置として，10年以上の保存を要する法人文書ファイル等（機密性の高いもしくは継続的に利用する法人文書ファイル等を除く。）において，保存期間6年目以降の法人文書ファイルについては，副総括文書管理者が引き継いだ上で集中して管理するものとする。ただし，集中管理に資するための整備が整うまでの間は，各課等において保存するものとする。
- (2) 副総括文書管理者は集中管理において，業務に必要な場合の法人文書ファイル等の円滑な利用を確保するほか，円滑な移管に資するよう努めるものとする。

5 その他適切な保存を確保するための措置

文書管理者は，法人文書ファイル管理簿の記載内容と齟齬が生じないよう，少なくとも毎年度一回，適切な保存が行われているか確認するものとする。

附 則

この要領は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年2月7日から施行する。